

令和3年8月25日招集

令和3年 第8回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和３年第８回東根市農業委員会定例総会議事録

１．令和３年第８回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

１．令和３年８月 25 日（水） 午前 10 時 00 分開会

１．出席委員は、次のとおりである。（18 名）

１番 大 江 正 好	２番 本 田 勝 彦	３番 門 脇 功
４番 東 海 林 光 輝	６番 寒 河 江 一 浩	７番 庄 子 裕 絵
８番 高 岡 貞 雄	９番 仲 野 孝 藏	10番 石 山 一 穂
11番 吉 田 好 春	12番 岡 田 邦 弘	13番 栗 原 洋 幸
14番 阿 部 昇	15番 大 内 恒 一	16番 小 野 博
17番 岡 田 和 敏	18番 瀬 野 幸 太 郎	19番 菅 原 繁 治

１．議事日程

- 第 １ 議事録署名委員の指名
- 第 ２ 会期の決定
- 第 ３ 諸般の報告
- 第 ４ 報第11号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第 ５ 報第12号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 ６ 議第52号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 第 ７ 議第53号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 第 ８ 議第54号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 第 ９ 議第55号 農用地利用集積計画について
- 第 10 農地あっせん委員会の報告
- 第 11 農地転用委員会の報告
- 第 12 地区委員会の開会及び報告

１．事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡 田 正 樹	農政主査兼係長	杉 村 兼 吾
農地係長	松 岡 義 朗	主任	三 坂 智江美

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和3年第8回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番 高岡茂雄委員であります。遅刻の届出ありました委員、まだ見えていない委員は、おりません。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

15番 大内恒一委員、16番 小野博委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第7回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第11号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第9、議第55号農用地利用集積計画についてまでの、2報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

令和3年、第8回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は1件です。

報第11号農地の転用の制限の例外確認申請について。

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係。

受付番号5番、申請者住所氏名：東根市大字観音寺●●●●、●●●●。

転用しようとする土地の表示、土地の所在：大字観音寺字田中●●●●。地目：畑。
面積：132 m²の内 30 m²。土地の所有者：●●●●。転用の理由：農機具置場を整備する。
所要面積：農機具置場 30 m²。3 頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、5 件であります。

報第 12 号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第 1 項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4 頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号 51 番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：畑、
現況：畑、地積：2,552 m² 他 1 筆。賃貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、
●●●●。賃借人住所氏名：東根市小林二丁目●●●●、●●●●。
解約後の利用：同一世帯者に賃貸借であります。

以下、受付番号 52 番から 55 番までの 4 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、11 件です。

議第 52 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 64 番、土地の所在：中央東一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍：878 m² ほか 1 筆。譲渡人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●●、●●●●。
事由：労力不足、経営面積：192 a。
譲受人住所氏名：東根市中央東一丁目●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：171 a であります。

以下、受付番号 65 番から 8 頁の 71 番までの 7 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表、所有権移転は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。9 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号 72 番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：畑、
現況：畑、地積：712 m² 他 2 筆。貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。
事由：労力不足、経営面積：87 a。

借人住所氏名：東根市小林二丁目●●●●●、●●●●●。事由：青年等就農計画の認定を受けるため。経営面積：0 a であります。

以下、受付番号 73 番から 74 番までの 2 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 4 条の許可申請は、1 件です。

議第 53 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 4 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。11 頁をお開き下さい。

農地法第 4 条第 1 項の規定による、許可申請関係。

受付番号 8 番、土地の所在：大字板垣新田字板垣●●●●●。地目、登記簿：畑、

現況：畑、地籍：287 m²。申請人住所氏名：東根市板垣大通り●●●●●、●●●●●。

職業：自営業。転用後の主要目的：駐車場、雪捨場 他で、所要面積計が 287 m²であります。

農地法第 4 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。12 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、1 件です。

議第 54 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。13 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係。

受付番号 37 番、土地の所在：大字蟹沢字上縄目●●●●●。地目、登記簿：田、

現況：樹園地、地積 966 m² 他 3 筆。

譲渡人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●●、●●●●●。職業：無職。

譲受人住所氏名：東根市大字蟹沢 1825 番地の 2、有限会社本間商会 代表取締役 本間 勝。

職業：建設業。転用後の主要目的：事務所、建設機械置場、駐車場、雪捨場、法面部分、通路 他。所要面積計：2,989 m²。備考として、所有権移転があります。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。14 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請、農地法第 4 条及び第 5 条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にさせていただきたいと思います。15 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、8 計画です。

議第 55 号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。16 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 30 番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：189 m² 他 1 筆。売人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。買人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。利用目的：畑として利用、移転時期：令和 3 年 8 月 25 日。対価、総額：765,500 円、支払い方法：現金。支払期限：令和 3 年 9 月 13 日。引き渡し時期：令和 3 年 9 月 14 日。買人の耕作面積は、129 a であります。

以下、受付番号 31 番から 33 番までの 3 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。17 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 193 番、土地の所在：大字野川字中向●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,656 m²。貸人住所氏名：東根市大字野川●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市大字沼沢●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定。利用目的：樹園地として利用。始期：令和 3 年 8 月 25 日、終期：令和 13 年 8 月 24 日。賃借料：10 a あたり 10,000 円、10 年新規。借人の耕作面積は 232 a であります。

以下、受付番号 194 番から 196 番までの 3 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件 2 件と、議案 4 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 10、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。15 番、大内恒一農地あっせん委員会委員長。

【15 番大内恒一農地あっせん委員会委員長】

はい、15 番大内です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 8 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 8 件、

賃貸借権設定の許可申請 3 件、合計 11 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 8 月 17 日実施の、事務局による現地調査さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 64 番、65 番及び 71 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号 66 番から 68 番の申請事由は、新規就農となります。

受付番号 69 番から 70 番の申請事由は、全部受贈となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 72 番から 74 番の申請事由は、青年等就農計画の認定のためとなります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしており、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農希望者である●●●●氏への聴取も行われ、協議の結果、この度の申請については許可する事といたしました。

また、受付番号 65 番については農地の位置、面積、形状等からみて、隣接農地と一体的に利用することしか出来ない場合で、隣接耕作者しか取得できない状況にあることから、農地法施行令第 2 条第 3 項第 3 号の特例に該当するものと判断したところであります。以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、日程第 11、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

9 番、仲野孝藏農地転用委員会委員長。

【9 番仲野孝藏農地転用委員会委員長】

はい、9 番仲野です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 8 月 19 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 4 条による許可申請 1 件、農地法第 5 条による許可申請 1 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 8 月 17 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第 4 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号 8 番については、第一種及び第三種農地のいずれの要件にも該当しないため、

第二種農地となりますが、集落に接続して、駐車場等を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当。

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(イ)b」に該当。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。受付番号37番については、宅地化が見込まれる区域内にある農地の区域で、さくらんぼ東根駅を中心とする半径500メートルから最大1キロまでの区域内宅地率が、40パーセントとなる区域内にある農地であることから、第二種農地となりますが、事業所を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(ア)a(b)」に該当。

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第12、地区委員会の開会についてであります。お諮りいたします。

ただいまから15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第55号農用地利用集積計画について、18番、瀬野 幸太郎委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは、15分をめどに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【10 番 岡田邦弘委員】

10 番岡田です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 52 号については、経営規模拡大および青年等就農計画の認定を受けるためによるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 53 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 55 号については、水田および畑として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【17 番 岡田和敏委員】

17 番岡田です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 52 号については、新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 55 号については、畑および樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【15 番 大内恒一委員】

15 番大内です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 52 号については、経営規模拡大および全部受贈によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 54 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 55 号については、水田、畑、および樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これを持ちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 11 号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び、報第 12 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは始めに、議第 52 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 53 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 54 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、以上 3 案件について一括して採決いたします。お諮りいたします。議第 52 号から議第 54 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、及び許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 52 号から議第 54 号については、許可すること、及び許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第 55 号農用地利用集積計画について、採決いたしますが、その前に、18 番瀬野幸太郎委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。お諮りいたします。議第 55 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 55 号については、決定することに決しました。

18 番瀬野幸太郎委員の復席を求めます。18 番瀬野幸太郎委員に申し上げます。
ただいま、議第 55 号については、決定することに決しましたので報告いたします。
以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 3 年第 8 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 10 時 35 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員